

2 要求水準書(案)に関する質問及び回答(本文)

質問 番号	頁	項目					内容	回答案
1	11	第 1	4	(6)	ア		<p>本事業期間中、大規模修繕業務は原則として事業に含まないとありますが、15年2月の長期に亘る維持管理期間中には通常、当該業務が発生すると思われます。大規模修繕業務が発生した場合、また、懸念される場合の取扱いについての貴市のお考えをお示してください。</p>	<p>大規模修繕事業については、原則として市の負担による業務と考えています。事業期間中の大規模修繕については、予防保全の視点にたち維持管理されるならば、大規模修繕の発生の確率は低いと考えており、大規模修繕についての判断については、一定の検討が必要と考えています。</p>
2	11	第 1	4	(6)	ウ		<p>「保証書」とは、事業契約書(素案)別紙5の2しゅん工図書7で定める保証書であり、それぞれの材料、機器等で標準的に定められている保証書という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>防水等の製品についての保証書、及び調達される備品の一般的な保証書と御理解下さい。</p>
3	11	第 1	4	(7)	イ		<p>「現音楽高校等が所有している什器及び備品を移設その他引越し」とありますが、特殊な什器及び備品等の確認も含めて、施設の設計上及び維持管理上で関連があるかと思われますので、リストを公表して頂けないでしょうか。</p>	<p>備品等の整理をして、移転する物品等を特定する予定であり、現時点との整合性に不備が生じる可能性があります。主要な楽器については、入札説明書等で公表を予定しています。</p>
4	11	第 1	4	(7)			<p>本事業には運營業務は含まないとありますが、昼食(弁当等)サービスや購買部の運営は別途貴市にてお考えがあるのでしょうか。</p>	<p>原則的に事実行為の業務を事業者の業務と考えており、お尋ねの運営については、市の責任において適切に実施すべきものと考えています。</p>
5	13	第 2	2	(7)	ア	(ア)	<p>時を超え光り輝く京都の景観づくりについて、当該地域の建物高さの変更は無いものと考えてよろしいですか。</p>	<p>平成18年11月下旬には、現、美観地区についての方向性が明確になると聞いています。従って、色彩基準、高さについては、その規定によるものと考えてください。</p>

6	13	第2	2	(7)			提案を検討する上で、「時を越え光り輝く京都の景観づくり審議会」において、高さの最高限度が緩和される可能性はありますでしょうか。	No5の回答をご参照ください。
7	13	第2	2	(14)			インフラ整備状況については、それぞれ上下水道局、ガス事業者、電力事業者、通信事業者を確認するものとあります。各入札参加者が個別に問合せを行うと、先方が混乱すると思われるが、貴市にてまとめて確認していただくことはできないでしょうか。	インフラ整備状況についての確認時点にもよると考えますが、落札者決定後については、基本的に市としても協力しますが、それまでについては、事業者で確認いただくことを考えています。
8	16	第2	5	(1)			貴市の解体及び撤去工事期間中における、周辺家屋への影響・対応内容をお教えいただけませんか。	主要な解体建物に近接する建物の事前家屋調査の実施し、現在、解体及び撤去工事の実施中ですが、できる限りの対応を行う予定です。
9	16	第2	5	(1)			北校舎西端の妻側基礎は残置されることですが、新築建物に影響がない場合、そのまま残置できるものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、計画敷地の地盤高から-1.5mまでについて撤去するものとし、それより以深については、計画埋設物等に支障がなければ、残置することも可能です。
10	16	第2	5	(1)	イ		旧北校舎西端の妻側基礎(布基礎)を残置とのことですが、残置される基礎の形状、範囲、寸法等の資料を公表いただけませんか。又、事業用地周辺の門、塀、柵等の残置物についても資料を公表下さい。	北校舎西端の基礎については、隣接地の影響を考慮して残すこととしており、解体・撤去工事設計において撤去対象としておりません。なお、設計図面を入札説明書等の資料として公表します。また、門、塀、柵等の形状については事業用地で確認可能と考えております。
11	16	第2	5	(2)	ウ		仮設建物の配置変更が生じた場合、市の負担により解体撤去されますが、音楽高校の校舎等が確保されるまでの機能維持のため必要となる費用及び移転費用は市の負担と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案を制限しないため、仮設建物については、解体・撤去、再設置等については、市の負担で行うものと考えています。具体的には、事業者の提案内容、実施予定などに基づき協議することになります。

12	16	第2	5				敷地内において、公表されている資料及び貴市が調査された範囲内においては、施設建設に支障をきたす既存杭もしくは大規模な地中障害はないものと考えてよろしいでしょうか。	現在、既存建物の解体及び撤去工事の実施、既存建物の設計図等から、基礎杭はなく、また現在のところ大規模な地中障害物はないとの認識をしています。
13	17	第2	5	(4)	工		埋蔵文化財の発掘調査について事業者の決定後に調査範囲を見直すとありますが、調査範囲が広がった場合の増加費用は、合理的な範囲で市が負担すると考えてよろしいでしょうか。その場合、「合理的である範囲は増加した調査範囲が当初の範囲の何%増しまで」といった表現でお示しいただけませんでしょうか。	事業者の決定後に埋蔵文化財発掘調査を見直すことについては、事業者の提案と先行して実施している埋蔵文化財調査区域との整合性を確認するものとしており、原則として市の負担と考えております。ただし、事業者による提案により調査区域が増加した場合は、その後のスケジュールへの配慮が必要と考えております。
14	17	第2	5	(5)	工		施設の解体撤去工事並びに埋蔵文化財調査による土砂除却の市営地下鉄への影響について、貴市で事前に調査及び検討結果をとりまとめ、協議されたとのことですが、その内容を開示して頂けないでしょうか。	既存建物(体育館)の除去、埋蔵文化財による土砂の除去等による地下鉄への影響について、検討をし、地下鉄への影響はないとされています。具体的には、解析結果の図書を必要とあれば、閲覧に供します。
15	17	第2	5	(5)	ウ		覚書について、甲が京都市教育委員会様、乙が公営企業管理者様という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の理解で結構です。
16	17	第2	5	(5)	ウ		地下鉄と交差する部分の地上の利用制限として、「甲は、当該土地に、地表面において1平方メートル当たり荷重8トンを超える物件を設置しないものとします。」という記載があります。地下鉄と交差する部分の地上に建物を計画する際、その建物の基礎の深さに制限があればご教示ください。	地下鉄の通過に伴い、現地盤 - 4.4m以深について地上権が設定されています。また、杭基礎を設置する場合は、杭による影響(荷重の分散)は、地上権の範囲に与えないようにすることと聞いております。

17	17	第2	5	(5)	オ		事業用地と市営地下鉄の位置関係に関する詳細平面図は閲覧可能となる予定とありますが、詳細断面図についても存在し、希望すれば閲覧可能となるものと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
18	17	第2	5	(5)			施工計画を作成する上で参考とするため、地下鉄工事を行った際の仮設物(山留・パイプルーフ等)の存置物がわかる 図面があれば開示して頂けないでしょうか。	地下鉄の施工については、線路部に該当するため、シールド工法と聞いています。
19	18	第2	5	(7)	イ	(オ)	地元倉庫2基の移設場所は敷地東側と読み替えてよろしいですか。	関係者の協議を経て、移設場所を決定するものとしています。
20	18	第2	5	(7)	ウ		旧体育館の緞帳の補修費は市が負担するものと考えてよろしいですか。	緞帳の一部補修及び取り付けは、事業者、その後に補修の必要がある場合については、市の負担と考えています。
21	18	第2	5	(7)	ウ		旧体育館の緞帳を活用とありますが、その緞帳の寸法をお示し下さい。又、事業期間中の補修等の費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	緞帳の概ねの寸法は、高さ 4.4m x 幅 12.3mです。後段の質問については質問 20 を参照してください。
22	18	第2	5	(7)	エ		記念碑等の移設を予定されていますので、その碑等の形状、寸法等の資料を公表してください。	高さ、幅及び奥行きについての寸法については、入札説明書等の資料として公表を予定しています。
23	19	第3	1				延べ面積で共用部の減少により 12000 m <sup>2</sup> に満たない場合、相当する面積を教室として整備するとありますが、諸室面積を確保した上で、共用部減少分の扱いは各事業者の提案にゆだねると解釈してよろしいでしょうか。	諸室面積を確保したうえで、基本として事業者の提案によるものとしますが、できる限り教室(1教室の大きさ)の単位として検討下さい。
24	19	第3	2				本事業において整備される施設内で、事業者において運営される自販機の設置は可能でしょうか。可能な場合、設置できる場所をご教示ください。	原則として、事業者の運営に係る収益的な事業については、求めていません。また自販機の設置については、運営者の意向により判断するものと考えています。

25	20	第3	2	(7)			その他の施設の共用部等には、施設の維持管理業務を担当する管理人室とその控え室、倉庫等は含まれていると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案により変動するものであり、施設の維持管理に必要な諸室は、できる限り最低限となるように考慮するものとします。
26	20	第3	3	(1)	オ	(ア)	一時駐車スペースについて、付置義務台数及び算定根拠をお示してください。(ホール、ギャラリー、体育館の扱いについて)	京都市駐車場条例では、一定規模以上の建築物を新築する場合には、駐車施設を設置基準に従って付置することが義務付けられています(適用除外建築物・建築物の部分を除く。)。なお、付置義務駐車台数による基準で計算するものとして、検討してください。なお、事業者の提案により付置義務台数については、変動しますので、具体的に提示することはできません。
27	20	第3	3	(1)	オ		「駐車場又は一時駐車スペースとして30台分程度」を整備するとありますが、一時駐車スペースとしてグラウンドの利用を想定してもよいでしょうか。	原則的にグラウンドと一時駐車スペースとは、別と考えてください。なお、一時駐車スペースとは、駐車可能な面積の確保を意味し、固定的な駐車区画を意味していません。なお、付置義務駐車台数と合算した台数と考えてください。
28	21	第3	3	(4)	ア	(ア)	各施設の運営主体及び使用時間の記載がありますが、休業日の取扱いについては「少年合唱団」については「休業期間中の使用日、時間は異なります」、 「子どもの音楽教室」については「原則として、休業期間中の使用はありません」となっています。この「休業期間中」というのは学校の休校日という考え方になるのでしょうか？具体的な休業期間をご教示ください。	学校の休業日とお考え下さい。なお夏季休業期間は、おおむね7月24日から8月31日頃まで、冬季休業期間は、おおむね12月24日から翌年の1月7日頃と御理解下さい。

29	22	第3	3	(4)	イ		ギャラリースペースの運営主体が「市」となっていますが、市の担当部局についてお示し下さい。又、維持管理計画に必要となりますので、使用時間、曜日についてご教示下さい。	要求水準書に記載したとおり具体的に管理規則を定めるものとしており、現在の想定使用時間については、午前9時頃から午後5時頃まで、使用日については、年末年始の閉館、週1日の閉館となることを想定しています。また、市の運営主体は、関係機関と現在調整中です。
30	22	第3	3	(4)	ア	(イ)	ギャラリースペースの運営主体及び運営時間について、具体的な運営方法が決定する時期はいつ頃のご予定でしょうか。また、現時点での貴市のお考えがあればご教示ください。	質問29をご参照ください。 なお、具体的には、施設の供用開始日までは決定する予定です。
31	22	第3	3	(4)	ア	(ウ)	芸術大学のギャラリーの運営主体は芸術大学との事ですが、開館時間中、大学側の職員の常駐などはあるのでしょうか？想定があればご教示ください。	開館時間の運営については、芸術大学の運営によるものとしておりますが、運営に当たっては第三者に委託する場合も考えられます。
32	20	第3	4	(8)			ワークショップの人員構成又は構成員の所属団体をお教えください。	ワークショップについては、地域住民(地元施設に関する提案を行った地域住民)と音楽高校、芸術大学の関係者と御理解下さい。
33	23	第3	4	(1)	ウ	(ウ)	太陽光発電設備等、自然エネルギーの設置とありますが、具体的な発電容量をお示しください。	自然エネルギーの具体的な利用をおこなう意味で、発電だけを目的としていませんが、環境教育として太陽光発電については、3kW以上及び電力状況モニターを設置した事例があります。
34	24	第3	4	(8)	イ		ワークショップの開催について、ワークショップの参加者は資料13の地域住民と同一と考え、新たな参加者募集は無いものと考えてよろしいですか。また、要求水準書、事業提案内容を逸脱しない範囲の判断は事業者任せられると考えてよろしいですか。	市において、協議し資料13のまとめを行った相手方とし、経過から他の参加者募集はないものと考えております。なお、設計に当たっては、施設の関係者(音楽高校、芸術大学)との協議を含めて、ワークショップとしています。

35	25 ~ 31	第 3	5				音楽高校ほか事業全体の設備計画における空調，給湯，厨房全ての熱源について，要求レベルを満たしていれば，基本的に電気で提案できるものと解釈できますが，ガス設備が必ず必要となる設備がありましたらご教授願います。	原則的に熱エネルギーについては，事業者の提案としていますが，ガスについては，理科室及び家庭科室のように直接，炎を必要とする諸室があります。ガス設備が必ず必要となる諸室については，具体的に入札説明書等において資料提示します。
36	25 ~ 31	第 3	5				各種引込負担金，分担金，加入金，電話機器供給取付及び申し込み費，既設給水・排水管撤去工事などについての記載がございませんが別途工事と考えて宜しいでしょうか。御指示願います。	施設引渡し日前後の基本料金と使用料金の考え方を明示したものであり，本事業においては，事業者において，施設を使用可能な状態として引き渡すものとしています。
37	25 26	第 3	5	(1)	キ	(ア)	「・・・管理及び運営主体ごとに区分が行なえるよう，水光熱費の個別の計量が可能なように対応する・・・」とありますが，この場合の「管理及び運営主体」とは以下の区分でよろしいでしょうか。 ・音楽高校（音楽高校，音楽ホール） ・市教育委員会（少年合唱団） ・子どもの音楽教室（子どもの音楽教室） ・市（ギャラリースペース） ・芸術大学（ギャラリー） ・自治連合会（地元利用施設（自治連合会会議室他諸室）） ・消防団（地元利用施設（消防分団詰所，器具庫他諸室））	施設管理区分については，ご指摘の理解で結構ですが，具体的な諸室利用者への水光熱費の精算が必要となりますので，入札説明書等において，基本的な計量区分について資料として提示します。
38	25	第 3	5	(1)	キ	(ア)	「管理及び運営主体ごとに区分が行えるよう，水光熱量の個別の計量が可能なように対応するものとします。」とありますが，管理及び運営主体ごとの区分内容を具体的に御提示下さい。	質問 37 をご参照下さい。なお，入札説明書等において，別途運営主体について明確となるよう資料を提示します。
39	27	第 3	5	(4)		(ア)	諸室の必要照度をご指示ください。	それぞれの諸室の照度については，JIS及び学校環境衛生の基準に記載される以上としてください。

40	27 78	第3 第7	5 12	(4) (1)	ア ア	(エ)	「変圧器のバンクは計量条件区分を考慮して分割し、」とありますが、ここで示す計量区分は、P70に示されている、音楽高校、芸術大学ギャラリー、ギャラリースペース事務室等、地元施設、施設全体共用部を示されているのでしょうか。この場合、非常に多くの小容量変圧器を設置することとなります。計量は、幹線もしくは盤内に積算電力量計を設置する方式を併用して宜しいでしょうか。	この記載については次のとおり訂正します。 「建築設備設計基準において、変圧器の容量については、単相変圧器 100kVA 以下、三相変圧器は、300kVA 以下の場合原則として各1台としています。」
41	22	第3		(4)	ア	(エ)	地元利用施設の利用時間について、特に消防分団については緊急時（災害時等）以外には、原則、宿泊はないという理解でよろしいのでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
42	27	第3	5	(4)	ア	(イ)	「幹線の配線については、将来の増設や更新に対応できるものとします」とありますが、対応しなくてはいけない増設容量を具体的に御提示下さい	具体的な容量を想定したものでなく、将来に対しての幹線の配線の余裕が確保され、計画上の配慮を想定したものです。
43	27	第3	5	(4)	ア	(ク)	高所に取り付ける照明器具について「容易に保守管理が出来る」とは、自動昇降装置に限定されないと考えてよろしいでしょうか。	事業者において、必要な維持管理をおこなう際に、容易に保守管理ができるものとして、自動昇降装置の設置としていますが、他によりよい方法があれば、事業者の提案によるものとします。
44	28	第3	5	(5)			燃料系発電設備において、防災設備へのバックアップ連続運転時間は72時間以上とございますが、対象負荷は要求水準書(案)P28第3.5.(5).ア及びイ記載の内容すべてであり、そのすべてについて72時間の稼働が必要でしょうか。	各関連法規の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置するものとしており、運用上必要な室の照明、コンセント等の設備に送電可能とし、72時間としています。
45	27	第3	5	(6)			自然エネルギーによる発電は必須と考えるて宜しいでしょうか。	自然エネルギーの具体的な利用をおこなう意味で、発電だけを目的としていません。



46	28	第 3	5	(6)			自然エネルギーによる発電設備の、発電電力量は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	質問 45 をご参照して下さい。
47	28	第 3	5	(7)			避雷針については、新 JIS 対応を行う必要があるでしょうか。	現在の最新の規定によるものとしてください。
48	28	第 3	5	(8)			構内情報通信網配管設備において、配管以外（配線、HUB等の機器、情報モジュラージャックコンセント等）は別途と考えて宜しいでしょうか。また、要求水準書（案）別紙資料 12 の「構内情報通信設備計画」に示される内容について、市の負担にて整備する範囲と事業者の負担で整備する範囲をお示し下さい。	構内情報通信設備を計画する際の参考として資料 12 を提示しているものであり、基本的にそれぞれの端末が利用可能な状態で、市に引き渡すものとします。
49	28	第 3	5	(8)	ウ		「LAN 機器室から各運営主体エリアまでスター状にケーブルラックを敷設する」とありますが、スター状に配線できるようにケーブルラックを敷設すると考えて宜しいでしょうか。	整理して入札説明書等において提示します。
50	28	第 3	5	(9)		(ア)	「施設運営者ごとに計量区別に課金請求ができるもの」とありますが、加入局線をテナントグループ機能で分け、通信事業者から運営者毎に直接請求がいく方式としても宜しいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
51	28	第 3	5	(9)		(ア)	電話局線は、各施設運用者が準備すると考え電話局線の調達は本事業外と考えて宜しいでしょうか。	各施設に置いて利用可能な回線までを事業者の業務としています。
52	28	第 3	5	(9)	ウ		音楽高校、ホール、ギャラリーに公衆電話の設置可能な配管等の準備という記載がありますが、設置した場合、料金回収や故障時の対応などは NTT 側の実施という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。

53	29	第3	5	(12)	ウ	「校内放送は、学年別の放送や・・・」 とありますが、教室毎の放送対応は不要と 考えてよろしいでしょうか？	緊急放送については、全館を対象とし て、音楽高校については、校内の各諸室に 必要な放送が行うことが前提です。
54	29	第3	5	(12)	エ	「・・・施設管理区分ごとに放送が可能な・・・」 とありますが、ここでいう「施設管理区分」 は、P 2 1 -22 に記載されている「運営主体 区分」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です、なお、移設管 理区分については、入札説明書等におい て、資料として提示するものとしますが、 音楽高校については、校内の各諸室に必要 な放送を行うことが前提です。
55	29	第3	5	(13)		「多目的便所に緊急時の信号発信及び放 送を可能とする設備を設置し」とありま すが、便所内の押しボタンを押すと、管理 区分毎の対応場所で、警報音や表示ランプ により管理対応する方式と考えて宜しい でしょうか。	原則として、ご指摘のとおりですが、事 業者がいわゆるビル管理室を設置する場 合は、ビル管理室でも感知できることと します。なお、緊急時の信号発信設備のみ で良いものとし、「放送可能とする設備」 については不要とします。
56	29	第3	5	(13)		「管理区分毎に事務室等で対応が可能な ものとする」とありますが、各管理区分及 びその区分毎に対応する部屋（表示装置等 を設置すると想定される部屋）を具体的に 御提示ください。	入札説明書において提示します
57	29	第3	5	(14)		「またCS 対応可能な計画とするものと します。」とありますが、CS は110°C S と考えてよろしいでしょうか。	110°C S 以外にも対応可能なものを想 定しています。
58	29	第3	5	(14)		「テレビ共同受信設備」に関する引き込 み工事費用及び加入金の負担者はどのよ うにお考えでしょうか。ご教示ください。	引き込みまでについては、事業者の業務 とし、加入金については、市の運営者と考 えています。
59	29	第3	5	(14)		CS 対応可能な計画とありますが、将来用 のスペース確保のみで実装は不要と理解し てよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です、
60	29	第3	5	(15)	ア	「個人のプライバシーに配慮し、監視カ メラを設けるものとします」とありますが、 個人のプライバシーに配慮する内容、程度 等を具体的にお教え下さい	不特定多数の出入り口、施設における死 角の解消するために設置するものであり、 個人を特定できる箇所では行わないとの 基本的な考え方を示しています。

61	29	第 3	5	(16)	イ		中央監視盤の監視，制御対象に（イ）照明点滅制御とありますが，廊下等の共用部が対象と理解してよろしいでしょうか。	省エネルギーを前提として，基本的に廊下等の共用部分としてお考え下さい。ただし，室等の制御（明らかに音楽高校の生徒が不在の諸室の照明）などに対応できるように施設毎の事務室等に補助的に設置することも検討下さい。
62	30	第 3	5	(16) (18)		(イ)	防災設備に置いては，「関連法規に基づき設置し，管理室に主受信機を設置するもの」とありますが，中央監視設備については，管理室（提案により設置する場合）とあります。管理室の設置は事業者の提案によるものとして宜しいでしょうか。	質問 25 をご参照ください。
63	28	第 3	5	(18)		(イ)	「用途ごとに防災表示盤を設け」とありますが，各用途を御提示下さい。又用途毎に表示盤を設置する部屋を御提示下さい。	整合性について，整理して入札説明書等において提示します。
64	30	第 3	5	(19)	イ		かごサイズは，大型の弦楽器等のサイズを考慮とありますが，具体的な必要寸法の目安をご提示いただけないでしょうか。あるいは，グランドピアノの寸法，荷重を明記いただけていますが，グランドピアノの寸法，荷重を越えるものは無いという理解でよろしいでしょうか。	寸法，荷重は，グランドピアノが最大と考えております。その他一辺の長い楽器がありますが，基本的にはそこまでの考慮は不要と考えます。
65	32	第 4	2	(1)			普通教室の収容人数は 40 人とありますが，40 人を超えることはありませんでしょうか。またその場合は，何名を最大収容人数とすべきでしょうか。	学級編成基準により，1 学級については，40 名以下としてください。
66	32	第 4	2	(3) (5)			資料 11 にも記載されております通り（3）理科室，（5）家庭科室の収容人数は普通教室と同様の収容人数になるのでしょうか。あるいは異なる場合は，それぞれ何名でしょうか。	基本的に 40 名とお考えください。なお，40 人を超える場合については，運営上で学校が考慮するものと考えています。

67	32	第 4	2	(6)		図書室機能とコンピュータ室機能用の机・椅子は兼用するものと考えてよろしいでしょうか。また、一室の収容人数は普通教室と同様の収容人数になるのでしょうか。あるいは異なる場合は、収容人数は何名とすべきでしょうか。	原則として、兼用するものと考えていません。なお、具体的なコンピュータ室と図書室との関係については、入札説明書等において提示するものとしします。
68	33	第 4	2	(25) (26)		(25) 更衣室及び(26) 休養室はいずれも、教職員用と考えてよろしいでしょうか。また、教員の男女比率はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	教職員用の更衣室及び休養室とお考えください。なお、教員の男女比率による面積の検討ではなく、面積の確保を前提として検討ください。
69	33	第 4	2	(13) (14) (15) (16)		必要な諸室及び用途の記載がありますが、多目的室 A~D は一部、外部利用がありますが、飲食の可否を教えてください。また、生徒の昼食スペースとしては各普通教室のみという理解でよろしいでしょうか。	飲食は、原則的にないと考えていますが、多目的教室 B については、飲食の提供が考えられます。 なお昼食スペースについては、教室以外に、子どもたちにとって快適なスペースとしての提案を期待しています。
70	34	第 4	2	(35)	イ	屋外便所について、想定利用対象者をお教え下さい。学校施設が利用されていない時に外部の方が利用するトイレを想定されていますでしょうか。その場合の開放時間帯は何時から何時でしょうか。ご教示願います。	屋外便所について、午前 9 時から午後 10 頃までと考えています。また夜間、土曜日、日曜日及び祝日等の地域利用も考えられます。
71	37	第 4	4	(4)		高校の生徒及び教師については二足制、音楽ホールやギャラリー及び芸大サテライトを利用する人は下足のまま施設を利用すると考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
72	38	第 4	5	(2)	ク	楽屋ロビー面積には舞台両袖のオーケストラホワイエを含むと理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。

73	38	第4	5	(2)	コ		調光及び音響調整室の考え方として、それぞれ単独で室として設ける方法と同室とする方法があると考えられますが、いずれの方式が望ましいか、お考えあればご教示ください。	独立した室として利用できるようにご検討いただくこととします。音響調整室は録音編集の部屋としての利用も考えています。
74	38	第4	5	(2)	ス		ピアノ収蔵庫の温湿度条件及びその精度をご指示ください。	芸術大学大ギャラリーの一時保管庫と同様とお考えください。なお、要求水準書に追記を予定しています。
75	38	第4	5	(2)	セ		楽器収蔵庫の温湿度条件及びその精度をご指示ください。	質問74をご参照下さい。
76	38	第4	5	(2)	イ		音楽ホールの必要諸室備考欄に「軽食サービス可能なカウンター」の設置とありますが、この軽食サービスの運営主体及び管理も学校側という理解でよろしいでしょうか。また、併せまして音楽ホール全般の飲食及び喫煙の可否を教えてください。	音楽ホールは、学校施設でもあるため、全館について全面的に禁煙とお考えください。また、今後、学校等が必要と考えられる運営を踏まえて、軽食サービス可能なカウンターの設置を考えています。
77	40	第4	6	(4)	イ	(ア) (イ)	舞台機構設備の表記中に4管16型を可能とする190㎡という条件の前に、せり上がり方式を採用するなど多様な演奏形態に対応できる提案を求めるとありますが、このせり上がり方式とはヒナ段用昇降床と理解してよろしいでしょうか、またせり上がり部分対象の楽器はティンパニ等打楽器と理解してよろしいでしょうか。	4管16型による練習、演奏会を前提としています。具体的に演奏に応じた機能的な音楽ホールの提案を期待しています。
78	40 41	第4	6	(5)	オ	(ア) ~ (カ)	舞台照明設備の仕様が詳細に要求されていますが、回路数や照明器具台数などは、更に自由な提案をしてもよろしいでしょうか。	整備する参考として明示しておりますが、よりよい事業者の提案を妨げるものではありません。
79	41	第4	6	(6)	ア	(ウ)	残響時間設定が長めであると考えられるが、電気拡声の際の明瞭度を考慮して再設定することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則的に、生の音を前提としており、電気音場システムの導入については、基本的に考えておりません。
80	41 42	第4	6	(6)	エ	(ア) ~ (シ)	舞台音響設備の仕様が詳細に要求されていますが、ch数や機材台数などは、更に自由な提案をしてもよろしいでしょうか。	整備する参考として明示しておりますが、よりよい事業者の提案を妨げるものではありません。

81	41 42	第4	6				ホール利用に必要と想定される「大道具備品」「照明・音響機材備品」について、自由な提案と考えるよろしいでしょうか。	よりよい音場，音響設備の確保のための事業者の提案を妨げるものではありません。なお，具体的な備品関係，音響(録音装置)については，入札説明書等で提示します。
82	41	第4	6	(6)	ア	(ア)	ノイズクリアランスの設計目標値 NC20 達成値 NC25 とありますが，要求水準としては NC25 と解してよろしいでしょうか。	設計については，NC20 を，検証結果については，NC25 以下を達成することとお考えください。
83	43 ～ 45	第4	6 8	(11) (3)			荷捌きスペースまたは，荷捌き室と搬入車両駐車スペースの床面は，段差を設けないほうがよろしいでしょうか。	搬入がスムーズに行える容易な方法をご提案ください。
84	43 44	第4	7	(1) (2)	ウ エ		ギャラリーの物品販売カウンターの運營業務は貴市による運営者の選定で事業範囲には含まないとありますが，P44(2)ギャラリーの必要な諸室と内容の一覧表の「I：事務室及び販売用カウンター」の備考欄には「事務，物品販売用(運営については施設管理者)・・・」兼ねるものとなります。この後者の施設管理者というのは，あくまでも貴市の選定による運営者という理解でよろしいのでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
85	44 45	第4	8				ギャラリーの要件において，展示室及び，一時保管スペース等は，文化財公開施設としての基準(文化庁指針)を満たす必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	文化庁指針である文化財公開施設としての基準を満たすことが前提ではありませんが，できる限り対応したものとなるようお考えください。
86	44 45	第4	8				ギャラリーの空気環境において，酸・アルカリなど汚染因子への規定はないと考えてよろしいでしょうか。	室内の快適な空気環境を保ち，美術品に影響を与えないように十分に配慮してください。
87	45	第4	8	(5)			「販売用カウンタースペース」とは，スペースのみを確保するという意味でしょうか。カウンターが必要な場合には，寸法等の諸元をお示し下さい。又，精算業務に係る通信等設備についても必要な場合にはお示し下さい。	カウンターを設置するものとしませんが，事務室とのバランスに配慮して，カウンター内に2名程度が執務できるように配置するものとして下さい。なお，精算業務については，アナログ的処理で対応可能と考えています。

88	46	第4	8	(6)	ウ エ		情報通信設備の工事区分は、事業者の整備範囲は別紙資料10に記載されている範囲だけで、それ以上は対応に配慮するという計画のみでよろしいでしょうか。	別紙資料10は、事業者の情報通信設備の設計での参考として提示していますが、基本的に末端の諸室の情報コンセントまでの接続業務としています。
89	46	第4	8	(6)		(ア)	排水室には給湯設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載するとおり、給湯が必要と考えられますので、設置するものとして下さい。なお、入札説明書等において整理して提示するものとします。
90	46	第4	8	(6)		(ア)	「適切な排水処理ができるように・・・排水室を設置する・・・」とありますが、排水処理設備は別途と理解してよろしいですか？	排水可能な設備を設置するものとします。基本的には、一般的に規制を受けない排水としての設備を想定しています。
91	46	第4	8	(6)	カ		ギャラリー部分の監視カメラ設備において、「事務室においてモニターが可能なように」とありますが、これは大学側の職員が事務室に常駐して、常にモニターを確認するということを想定しているのでしょうか。	施設全体に関する監視カメラについては、事業者で管理されるものと考えていますが、芸術大学のギャラリー等については、鑑賞者の在館状況を確認することとしています。
92	47	第4	9	(1)			ギャラリースペースと芸術大学ギャラリーを一体的に利用することを想定されていますが、どのような場合に一体的な利用をされ、その頻度がどれくらいなのかご教示下さい。	使用の用途及び展覧会の規模により、使用状況が異なるものと考えております。
93	48 ~ 50	第4	10	(4)	エ	(ア) ~ (エ)	自治連合会会議室の諸室については、その要求水準(案)に流し台設置(シンク、調理台及びコンロ)の記載もあること、並びに第8.別紙資料13.P.1.2にある「自治会のあり方」からも、飲食が可能と受け取れるのですが間違いありませんでしょうか。また、その際のゴミの取扱いについて具体的にご教示ください。また、消防団の当該取扱いにつきましても併せてご教示ください。	地元施設において、発生するゴミは、原則として、発生させた関係者が処分するものとしていますが、場合によっては、施設利用者が、施設内のゴミ集積場まで運搬することとしています。
94	50	第4	10	(4)	イ	(エ)	洗面台には給湯設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	洗面台については、給湯設備は不要と考えています。
95	51	第4	10	(5)	ウ		洗面台には給湯設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	洗面台については、給湯設備は不要と考えています。

96	51	第4	10	(5)	ア	(カ)	消防団詰所付近の緊急用自動車駐車スペースの大きさの目安、もしくは車両の最大サイズは想定されているでしょうか。	想定する緊急用自動車の最大の大きさについては、幅2.5m、長さ7m程度を想定しています。
97	54	第4	11	(1)	オ	(イ)	電撃殺虫器(最低1基)の設置を義務付ける旨の記載がありますが、飛翔虫対策が可能であればこれに限らないことも可能なのでしょうか。	市の夜間照明設置に関して、電撃殺虫器を最低1基取り付けのものとしており、その要件として記載していますが、より効果的な方法であり、実証性の高いものであれば、事業者の提案を妨げるものではありません。
98	56	第5	2	(2)	ア		構造体の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震計画基準(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修」及び京都市耐震基本計画指針に基づき、「構造体の安全性は 類」とするとありますが、すべての施設について「 類」を適用するという点でよろしいでしょうか。	京都市耐震計画指針においては、音楽高校校舎(教室等)、体育館については、避難所機能として、構造体は 類、音楽ホール、芸術大学ギャラリーは、多数利用施設として 類、また地元施設は、災害拠点として扱い、 類となります。
99	56	第5	2	(2)	イ		「地震による被災後も構造体の大きな補修を行うことなく建物を使用できるものを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図るものとします。(重要度係数1.25)」とありますが、すべての施設について「重要度係数1.25」を適用するという点でよろしいでしょうか。	前質問から 類の構造体となりますので、重要度係数( )を、1.25を適用するものとします。
100	58	第5	3	(2)	イ		「近隣住民説明会や苦情処理については事業者の責任において対応する事」とありますが、京都市へ、こういった問題の相談やアドバイスをいただくことはできるのでしょうか。	事業者と市とが協力して事業に取り組むことは、当然のことと理解しております。
101	65	第7	2	(2)			維持管理業務における総括責任者及び業務責任者等の記述がありますが、この責任者の兼務は可能でしょうか。	要求する水準の達成、事業者の維持管理体制の確保等が確実であれば、事業者の提案によるものとします。
102	69	第7	4	(3)	ア		維持管理業務における運転及び監視業務について、常駐員を配置させる必要はございますか。あれば、当該常駐員の詰室はございますでしょうか。	質問25をご参照ください。



103	66	第7	3	(3)	イ	(イ)	「クレーム，要望及び情報提供者等に対して，迅速にかつ適切に措置を行う」とありますが，この対象は維持管理業務に限るものという理解でよろしいのでしょうか。維持管理業務以外のクレームの場合は，その対応（措置）は学校側もしくは各運営者側で実施いただけるのでしょうか。また，当該クレーム等の受付窓口（維持管理業者における対応者）及び場所は，具体的にどのような状況を想定されているのか，ご教示ください。	維持管理業務におけるクレームについての対応を求めるものであり，その他明らかに維持管理業務以外のクレームについては，事業者によるものではありません。
104	66	第7	2	(4)			水光熱費の負担について市の負担を除くものは事業者負担とありますが，要求水準書（案）P48の項目第4.10.地元施設(1).Iにおいて，「各施設の光熱水費は各使用者が負担」との記載があります。 この各使用者というのは地元施設のみを指しているとの理解でよろしいのでしょうか。また，その他の施設とも関連いたしますので，明確な負担区分をお示しいただけないでしょうか。	施設全体に関する光熱水費については，市の負担と考えております。
105	69	第7	4	(3)	ウ	(ウ)	維持管理業務計画書に基づき，適切な維持管理を実施しているにもかかわらず発生する劣化及び，PFI事業者の帰責によらない劣化についての対応費用はどちらの負担となりますでしょうか。	事業者が適切と考える維持管理が必ずしも，市がモニタリング等で適切であると判断するとは限りません。基本的に，経過年数等からも判断されるべきと考えています。（2,3年も経過しないうちの劣化の原因は適切な維持管理とは別の原因と考えられます。）
106	73	第7	6	(3)	イ	(ウ)	日常清掃業務における衛生消耗品（薬液・トイレットペーパー・ゴミ並びに汚物交換用ポリ袋等）の補充とありますが，当該消耗品の負担区分は学校側か事業者のいずれになりますでしょうか。	便所における衛生消耗品の補充については，事業者の業務として実施することを考えておりませんが，具体的に提案されることを妨げるものではありません。
107	73	第7	6	(3)	イ	(ウ)	特別清掃の業務に「照明器具」とありますが，グラウンドの照明器具も含むのでしょうか。	グラウンドの照明については，事例から言えば頻繁ではないにしろ，事業者において設置されるため，必要に応じて実施することとします。

108	74	第7	6	(3)	エ	(ウ)	「なお、事業者は、廃棄物処理業者の運搬業務等・・・具体的な業務日誌等について把握する」とありますが、この業務日誌等の把握についてはどの様な方法を想定しておられるのでしょうか。	施設の運営に関連し、ゴミ収集車の退出入を把握しておくことが必要であり、維持管理業務における日誌又は月報等により確認するものとし、モニタリングの対象として事業者が行う安全業務の一環と考えています。
109	73	第7	6	(3)	エ		一般廃棄物処理業務の記載によれば、事業者の業務範囲は「適正な分別・保管・収集等」とありますが、大型ゴミや産業廃棄物等についてはどの様な取扱いになるのでしょうか。	一般廃棄物の適正処理の観点から、事業者の業務としていません。従って、お尋ねの質問については、事業の業務範囲外との認識をしています。
110	74	第7	7	(3)	ウ	(ア) (イ)	本事業においては計画される施設毎に出入口が設けられると考えられますが、主たる管理人室前での出退管理以外は監視カメラなどによる間接的な監視あるいは管理方法でも良いのでしょうか。又、不審車両の進入防止の為にロボットゲート等の物理的方式を想定されているのでしょうか。	それぞれの施設の出入り口については、単独若しくはそれに近い方法で整備されるものと考えておりますが、施設全体については、事業者、それぞれの施設に関しては、それぞれにモニターを設置することで考えています。ただし、地元施設については、除きます。
111	74	第7	7	(3)	ウ		「定められた時間、施設の定位置に常駐して業務を行う」旨の記載がありますが、本要求水準(案)の別紙11における諸室の記載においても、当該執務スペースの記載が見当たりません。具体的には執務スペース等を含め、どの様にお考えでしょうか。	質問25をご参照ください。
112	74	第7	7	(3)	ウ	(ア) (イ)	「入退館者の監視及び管理」とありますが、受付業務等を含んだ業務を想定されているのでしょうか。	利用者の安全の確保を意味し、受付業務そのものを想定していませんが、利用者の案内等に協力いただけることを期待しています。
113	74	第7	7	(3)	ウ	(ウ) (エ)	(ウ)「施錠管理」、(イ)「鍵の受渡し、保管、及びその他の記録」とありますが、各教室(特に薬品を扱う理科室や保健室等は施錠が必要と思われます)の鍵の管理は事業者側というお考えでしょうか。また、音楽ホールやその他施設についての当該鍵の取扱いについても、貴市のお考えをお示しください。	施設の出入り口の門扉、又は施設の玄関の鍵を想定しており、施設内の鍵については、各運営者の管理と考えています。

114	74	第7	7	(3)	ウ	(カ)	「拾得物及び遺失物の管理及び記録」とありますが、警察への届け出業務は事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。その際の、届けを要する拾得物・遺失物その他記録については、学校側へ引き渡すという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の御理解で結構です。
115	75	第7	7	(4)			保安警備業務の中で「職務にふさわしい統一された制服を着用し」とありますが、構成企業で既に普段の業務として着用している制服がある場合、その制服をそのまま使用することはできるのでしょうか。	施設供用後に、事業者として施設利用者から認識されることが必要なため記載しています。その点に配慮してください。
116	74	第7	7	(4)	ウ	(ア) (イ)	「開館時間内は有人警備を基本」とありますが、あくまでも学校側の開館時間ということになりますでしょうか。その場合、「少年合唱団」及び「子どもの音楽教室」の利用との兼ね合いや「音楽ホール」の利用時に影響を与えることはありませんでしょうか。貴市の設定時間等がございましたらご教示願います。	施設運営者の時間帯によるものと考えていますが、音楽高校の開館時間内に、少年合唱団、子どもの音楽教室が使用することになります。
117	76	第7	10	(2)			体育館の放送設備や舞台照明設備及び高校放送室の放送機器は対象外と考えてよろしいでしょうか。	施設の建設，設備の導入及び調達に係るものは，事業者の業務としています。
118	77	第7	10				音楽ホール利用時の維持管理について、機構・照明・音響各設備の運転行為を行う担当は原則的に利用者と考えてよろしいでしょうか、その場合の責任範囲の分解点はどのようになっているかご教示ください。	設備機器の管理は，事業者の業務であり，通常の管理業務による状態の確認，使用後の状況確認により，利用者による明らかな汚損，破損があれば，利用者が弁済することは当然と考えています。ただし，事業者の維持管理の不備による場合は，この限りでないとお考え下さい。
119	77	第7	10	(3)	ア		維持管理費用等の算定に当たり、音楽ホール使用時において、音楽高校の定期演奏会等及び一般利用について、年間何日、何回程度の利用頻度を見込んでいるかの予測等があればご教示ください。	音楽高校の定期演奏会等については、音楽高校の資料を参考にして下さい。また、一般利用については、施設整備後のことであり想定することは困難ですが、学校施設利用の範疇として取り扱います。

120	77	第7	10	(3)	ア	(ウ) (エ)	事業者の帰責によらない貸し出し時の舞台設備や機器の汚損・破損等については、利用者の負担による弁済と考えるよろしいでしょうか。また、(エ)の撤去、復元作業についても同様の考え方でよろしいでしょうか。	施設の設備機器の管理は、事業者の業務であり、通常の管理業務によりその状態が確認されているものと考えており、使用後の状況確認により、利用者による明らかな汚損、破損があれば、利用者が弁済することは当然と考えています。ただし、事業者の維持管理の不備による場合は、この限りでないとお考え下さい。
121	77	第7	11	(1)			記載の管理方法を実施しているにもかかわらず、発生した展示物の劣化等については事業者の帰責とならないことを確認させてください。また、当該管理を実施していることの確認方法をお示しください。	必要な管理及び適切な温度及び湿度管理を証する書類等により確認した場合は、事業者の帰責とならないと考えています。
122	77	第7	11	(3)			温度、湿度の記録保存について、保存日数及び保存形態についてお示し下さい。	温度及び湿度の管理については、要求水準書に 追記を予定しています。
123	78	第7	11	(4)	ア		美術品一時保管庫の温度及び湿度管理の要求水準において、「建築物及び建築設備保守管理の要求水準に準拠する」とありますが具体的にご教示ください。	展示室、一時保管庫の温度及び湿度管理については、第48(6)(ウ)によるものとし、その他、室の管理要件については、第7(2)3アにより管理するものとする意図です。
124	78	第7	12	(2)	ア		水光熱費の支払について、事業者が各徴収対象者へ請求し、領収書の発行を行う旨の記載がありますが、一括支払後の受け入れには煩雑な業務が発生する恐れがあります。処理等の詳細については事業者選定後の協議とありますが、現時点における貴市のお考えがあればご教示ください。	共用部分を含めて各施設の面積按分により、電気、水道(下水)等についての請求するものとしており、本メータと個別計量メータにより計算するものとしています。それぞれの処理について、市としての案がありますが、参考に入札説明書等において提示します。
125	80	第8					入札公告日までに開示される「別紙資料7」においては、埋蔵文化財調査の調査深さも開示されるものと考えてよろしいでしょうか。	現時点では、埋蔵文化財調査を、12月初旬から翌年11月を予定しており、具体的な調査深さを開示することは、困難ですが、昭和60年の既調査結果及び既存建物の解体撤去工事の立会いから、現地盤高さ-0.5mから-1.4mまでが、遺跡の包含層であることを確認しています。

要求水準書(案)に関する質問及び回答(別紙資料)

番号	資料番号	頁	項目	質問	回答
1	5			消防資器材物品一覧の数量全部が要求水準書別紙5に示されている「消防団器具庫」「防災器具格納庫」に設置されると考えてよろしいでしょうか。	消防資器材物品の一覧の数量全部が、第4 10 地元施設、オに記載する消防ポンプ等資器材器具庫に収納するものとしています。
2	6			基礎の構造計画は別紙6-1～6-4の地質調査資料(標準貫入試験結果)のみに基づいて計画すると考えてよろしいでしょうか。その他、標準貫入試験結果以外の地盤調査結果があれば、ご教示ください。	施設の設計に当たり、必要な地質調査においては、要求水準書に記載しているとおり、事業者における調査業務としています。そのため、調査が必要な場合には、市として実施の調整及び協議に協力します。
3	10	2	凡例(1)	凡例(1)に「電灯設備欄の 印は、」の記載がありますが、表中に がありません。該当する室は無いと考えて宜しいでしょうか	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
4	10	1,2	空気調和設備の欄	空気調和設備の項で、 印のものは温度管理のみで湿度は成り行きと理解してよろしいでしょうか。	快適な空気環境を求めており、湿度についても一定の管理がされることが前提です。なお、体育館における湿度は、40%から70%までを目途にしてください。また諸室については、快適な室内環境として下さい。
5	10	1	(33).オ	屋内体操場の管理室においてのみ給湯設備に があり、ガス設備に がございません。この室のみ電気温水器を設置するものと考えて宜しいでしょうか。御指示願います。	熱源については、事業者の提案によるものとしていますが、表中を含めての整合性について整理して入札説明書等において提示します。
6	10	2	凡例(1)	電灯設備欄に 印の表示がありませんがある場合別紙10の修正版をご提示下さい。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
7	10	1,2	(14),(29),(34)(イ),(39)ア,(40)ウ	多目的教室B、レッスン室B、ホワイエ、エントランス、ギャラリースペースの映像・音響設備の仕様をご指示ください。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
8	10	1, 2	監視カメラの欄	監視カメラの設置場所をご指示ください。( のモニター設備の設置場所の記載はありますが、カメラの設置場所が見当たりません)	モニターについては、設置箇所を明示していますが、監視カメラの設置箇所については、防犯等の対策として事業者の施設計画等の提案によるものとしています。なお、設置箇所については、死角となる箇所、出入り口門扉、各施設の玄関口等を想定しています。

9	12	3		教室、放送室、体育館舞台、教員室の情報コンセントの位置は別紙資料12のP3に記載されていますが、その他の部屋は記載がありません。個数、位置をご指示ください。	設置する場合の事例を示したもので、設計に当たっての参考資料として提示しています。他の部屋については利用しやすい位置に取り付けるものとし、事業者の提案によるものとします。
10	11		その他	電話受口の個数、位置をご指示ください。	各受電の回線数等の一定の想定については、整理して入札説明書等において提示します。
11	11		その他	TV受口の個数、位置をご指示ください。	各諸室に必要とされるTV受口については、整理して入札説明書等に置いて提示します。
12	11	9		カウンセリング室について別紙資料10のP1では、給水設備と給湯設備は不要とありますが、別紙資料11のP9にはミニキッチンと洗面台設置とあります。給水・給湯は必要と考えてよろしいでしょうか。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
13	11	8	(4)	「演奏会の準備などが可能なように作業スペースを確保」とありますが、作業スペースの目安があればお示し下さい。	演奏会の準備として、想定しているのは、音楽界の楽譜等の印刷や製本などの作業を想定しており、そのために必要な作業机又は作業台、棚(壁面の長辺を利用)を設置し準備できるスペースを想定しています。
14	11	17	23.(1)	教員準備室の防音性と音響性能を具体的にお示し下さい。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
15	11	17	23.(1)	教員準備室において、別紙資料10のP1では給水設備が必要と記載されていますが、別紙資料11のP17では記載がありませんので、不要と考えてよろしいでしょうか。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
16	11	18	(6)	職員会議室において、別紙資料10のP1では給水設備と給湯設備は不要と記載されていますが、別紙資料11のP18では流し台等の記載がありますので、必要と考えてよろしいでしょうか。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。
17	11	23	33.カ.ク	ソルフェージュ室において、別紙資料10のP1では映像・音響設備は不要と記載されていますが、別紙資料11のP23ではプロジェクター、スピーカー等の音響設備の記載があります。必要と考えてよろしいでしょうか。	凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。

18	11	26	34. . (1)	<p>体育館の室の要件で、演奏会及び、演劇等の多目的な対応、800席とありますが、一般利用を想定されているのでしょうか。演奏会での大音量等、運営方法及び近隣対策およびそのリスク分担について考え方をお示しください。</p>	<p>お尋ねの一般利用の定義については、施設運営者の主催による演奏会等の開催を想定しており、単に貸し会場的な一般利用を想定していませんが、学校の教育活動に支障のないことを前提として、学校許可の基に使用するものです。なお、体育館に関する音響関係の要求水準が確保される場合については、具体的に生ずるリスクは回避できるものと考えていますが、想定される音圧に対してできる限り低減する提案を期待しています。</p>
19	11	25	34.(2)(4)	<p>「・・アリーナ及び舞台の室温設定(湿度制御)を・・」と記載されていますが、湿度条件が提示されていません。湿度は成行きと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書において、快適な空気環境を求めており、当然ながら湿度についても一定の管理がされることが前提です。なお、体育館においては、利用形態、人数などにより変動することが考えられますので、一定の目安として湿度は、40%から70%までを目途にしてください。</p>
20	11	26	34 .	<p>移動観覧席についてはどのような場合に使用することを想定されていますか。特に800席の席数を確保する場合とはどのような場合をお考えでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>体育館の機能として、スポーツ活動としてのアリーナ利用(観覧席不要)と講演、演劇、演奏等の場合の観覧席が必要な場合が求められます。アリーナの後部は、舞台から遠くなった場合に観賞が可能なように移動式観覧席(300席以上)を設けることとしており、さらに、必要な場合に、スタッキングチェアを移動観覧席と舞台の間に設置して最大800席程度は可能と考えています。</p>
21	11	27	.(4)	<p>舞台の吊下げ用パトンとありますが、具体的な用途・本数をご指示ください。</p>	<p>凡例及び表中の整合性について、整理して入札説明書等において提示します。</p>
22	13	3	5.(8)	<p>御池通りにおけるにぎわい創出とありますが、具体的な機能をお示しください。</p>	<p>御池通りの賑わいについては、景観法に基づく地区計画「沿道景観形成地区」によるものとして検討して下さい。</p> <p>なお、記載の趣旨については、倉庫、或いは車庫等の人の集まりが期待できない施設を除くものと認識しています。</p>

23	13	1	1.(5)	地元施設の消防団の消防器具庫の配置の記載がありますが、年間平均及び昨年度並びに今年度現在迄の当該消防団の出動回数がわかれば教えてください。	非常時、災害時において地域の消防分団として出動するものとされており、またその他年末警戒、防火週間による消防分団詰所の利用があります。具体的な出動回数については、その時々により変化するため、データとして提示できません。
24	15	3	注釈5	美術品の保管状況によって行われる日常及び定期清掃は別途精算の対象と考えて宜しいでしょうか。	美術品が展示されている場合は、フロアーを中心の清掃となり、また、一時収蔵庫に美術品が保管されている場合は、清掃は不要と考えています。従って、美術品の保管状況の確認とは、清掃業務の必要性和範囲を確認することを意図しています。
25	15	2	音楽ホール	「市と事業者との清掃区分」がありますが、「音楽ホール・打楽器収蔵庫」については日常清掃及び定期清掃共に区分がありませんが、取扱いをご教示ください。また、「楽器収蔵庫」の定期清掃について、楽器の搬出入作業も維持管理業者にて行うのでしょうか。その際は、学校職員の立会い・指導の基、実施することとなりますでしょうか。	打楽器収蔵庫については、定期清掃を事業者区分としていますが、表中の整合性を整理して入札説明書等において提示します。
26	15	3	2.(2).オ	ギャラリー/一時保管庫の清掃について、注釈5「美術品の保管状況を確認して行う」とありますが、具体的にこの「保管状況の確認」とはどのような作業を想定しておられるのでしょうか？また、状況確認後の清掃業務実施については現時点でどのような頻度をお考えかをご教示ください。	質問24をご参照ください。
27	16			事業用地現況平面図について、提案作成に活用したいため、測量図面等のCADデータを配布して頂けないでしょうか。	CADデータについては、JWG又はDFX形式として、提示する予定をしていますが、データを整理したうえで、提示し配布することとしています。なお、具体的にはあらためて配布時期等を公表します。



要求水準書に関する質問及び回答(その他)

番号	項目	質問	回答
1	その他	セキュリティ設備に関する要求水準をお示しください。	セキュリティ設備については、施設の安心、安全を実現するものとして しています。 なお、要求水準書において追記することを予定しています。
2	その他	セキュリティ設備に関する要求が示されておりません。昨今の社会事情を考えてそのセキュリティ設備は重要な要素であると考えております。特に本施設は異なる運営団体が係ることと、一般の方の施設利用も含まれることからある一定の考えかたをもって検討する必要があると考えております。お考えをお示し下さい。	質問1をご参照下さい。
3	その他	上下足について、芸大ギャラリー、ギャラリーについては下足とし、音楽ホールの舞台・客席とも、生徒・教師は上履き、一般利用者は下足として考えてよろしいですか。	ご指摘の御理解でけっこうです。
4	その他	維持管理業務において、日常発生すると考えられる軽微な小修繕や管球交換(手の届く範囲)の実施主体はどちらになるのでしょうか。また、貴市にて用務員等の配置予定はあるのでしょうか。予定があればその配置者の業務範囲等をご教示ください。	基本的に維持管理の業務については、事業者の業務として提示しています。管球類の交換については、設備器具が事業者の調達であるため、その責任の所在が不明確になることをさけるため、事業者の業務(最適な管理と効率的であれば、管球類の寿命から考えて頻度は高くない)と考えています。
5	その他	防火管理者の選任は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	施設計画により、防火計画における事業者の役割は、重要であり、事業者が、施設の維持管理について事業者のビル管理室を設置する場合は、事業者も防火管理者の一員となると聞いています。
6	その他	PFI 事業者(当該事業者の関係者含む)の責によらない人的要因による、施設の備品(ガラス等含む)等の破損・汚損が生じた場合の負担は、学校側もしくは当事者という理解でよろしいでしょうか。	瑕疵によるもの、維持管理の不備を除き、明らかに当事者による場合は、ご指摘のとおりです。